

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るための 市主催事業等の開催及び貸館基準

1. 基本的な考え方

桑名市では、感染拡大防止の観点から、令和5年2月3日付の「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るための市主催事業等の開催及び貸館基準」に基づき、対応を図ってまいりました。

今後については、国や三重県の方針変更を踏まえ、以下のとおり、市主催事業等の開催及び貸館基準を定め、対応していくこととします。

なお、この基準については、今後、国や三重県が新たな基準や方針を示した際や市民の生活圏と認められる地域において、顕著な感染拡大が認められた際などには適宜見直すこととします。

2. 基準適用期間

令和5年3月13日（月）から当面の間。

3. 市主催事業等の開催及び貸館基準（特措法第24条第9項に基づく県による協力要請）

(1) 市主催事業等の開催基準

「4. 感染防止対策」の実施を図ることを前提に、次の通りの開催基準とする。
人数上限と収容率を比べ、どちらか小さい方を限度とする。

上限人数	収容率上限
5,000人 ※参加人数が5,000人を超え、かつ収容率が50%を超える見込みの事業等を開催する際は「感染防止安全計画」の策定が必要となる場合があるので、事前に県と相談すること	100%以内

※固定席がない場合など、収容定員が設定されていない場合は、事業等参加者間の適切な距離を確保すること。

(2)貸館基準

桑名市の施設等を貸し出す際は、事業等主催者が「4. 感染防止対策」の実施を図ることを前提に、以下の通りの基準とする。

1)新規予約の受付

事業等主催者が上記の「(1)市主催事業等の開催基準」を遵守することを条件に、受付を行うこと。

2)既に予約を受け付けているもの

事業等の内容が「(1)市主催事業等の開催基準」に抵触しているか否かを確認し、必要に応じて、中止や人数変更等を事業等主催者に求めること。

3)注意事項

①桑名市内において感染拡大防止対策を強化する必要がある際は、この基準に関わらず、速やかに予約の取り消し等を行うものとし、その旨を了承の上、事業等の企画や施設の借り上げ等を行っていただくこと。

②施設等を貸し出す際は、事業等主催者に対し「屋内での十分な換気」「接触感染や飛沫感染等のリスクに応じた感染防止対策」等を適切に行うよう促すこと。

③参加人数が5,000人を超え、かつ収容率が50%を超える見込みの事業等を開催する際は「感染防止安全計画」の策定が必要な場合があるので、事前に県に相談するよう、事業等主催者に伝えること。

4. 感染防止対策

以下の対策の実施を図ること。なお、事業等主催者は、以下の対策以外にも、事業等の必要に応じ、対策を講じること。

(1)発熱等の症状がみられる方の事業等への参加については、自粛を呼びかけること。

(2)事業等主催者は、参加者等に対し、事業等前後の移動や食事等においても基本的な感染防止対策を実施するなどして、感染リスクの低減を心がけること。

- (3) 事業等主催者は、感染防止対策を実施するにあたっては、業種別ガイドラインについても参考にすること。
- (4) 事業等主催者は、参加者等に対し、人と人との距離を確保するなど『新しい生活様式』を参考とした行動を求めるほか、入退場時、休憩時間や待合場所も含めて基本的な感染防止対策を実施すること。なお、感染対策上又は事業上の理由により、事業等主催者が判断し、必要に応じ参加者等にマスクの着用を求めることは妨げません。ただし、マスクの着用を求める場合は事前に告知すること。
- (5) 事業等主催者は「新しい生活様式」を参考に、適切な感染防止対策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手洗い・手指の消毒、室内の換気等）を講じること。
- (6) 事業等主催者は、①密閉空間②密集場所③密接場面という3つの条件（3つの「密」）の回避や、人と人との距離を確保するための対策を講じること。特に換気の実施については、留意すること。
- (7) 事業等主催者は、事業等参加者間の適切な距離を確保すること。
- (8) 飲食を伴う事業等については、基本的な感染対策と併せて、飲食時の感染対策の周知を図ること。
- (9) 不特定多数の参加者が見込まれる事業等を開催する場合は「イベント開催時のチェックリスト」及び「感染防止対策チェックリスト」（別紙1）を作成し、会場への掲示等により公表し、事業等終了後1年間保管すること。
- (10) 「4. 感染防止対策」内に記載の無い事項等については、国や三重県の方針に沿って対応すること。